

14 日知理第 68 号

2015 年 1 月 8 日

特許庁 総務部 総務課 制度審議室 御中

一般社団法人 日本知的財産協会  
理事長 竹本 一志



産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 報告書  
「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための  
知的財産制度の見直しに向けて」(案) 第 3 章に対する意見

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

掲題の報告書(案) 第 3 章「特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の加入」  
について、下記の通り意見を申し述べます。

敬 具

記

1. 日本の PLT 加入が、新興国等が PLT に早期加入し出願人にとって手続の利便性の向上が図られることの牽引力になることを期待します。
2. 一方、PLT 準拠のための救済措置の拡充にあたっては、指定期間経過後の一定期間内での手続が、理由なしに認められることになると理解しています。  
出願人の救済としての意義はあると考えますが、第三者にとっては監視負担が増えるため、出願人が制度を濫用する行為を抑制するような配慮、例えば、指定期間経過後の手続に際し別途料金を課すような措置が必要と考えます。

以上

(お問い合わせ先)

一般社団法人日本知的財産協会  
事務局長 西尾 信彦  
電話 (03)5205-3432

